

学校会計についての解説（企業会計との違い）

企業会計は、利益の追求を目的に、収益と費用からその経営成績を知ることにあります。学校法人は、学校を運営しその目的である教育・研究を遂行することにありますので、計算書類によって財務の面から、教育研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることが学校法人会計の目的となります。

相違点をまとめると以下の表の通りとなります。

| | 学校法人会計 | 企業会計 |
|----------|-----------------------------|-------------------------------|
| 事業目的 | 教育・研究活動 | 利益獲得のための経済活動 |
| 会計処理のルール | 学校法人会計基準 | 企業会計原則 |
| 作成書類 | 資金収支計算書 消費収支計算書 貸借対照表 | キャッシュフロー計算書 損益計算書 貸借対照表 |

計算書に係る用語解説

■ 計算書について

[資金収支計算書]

当該会計年度に行った教育研究をはじめとして全ての活動に対応する収入及び支出の内容を明らかにするとともに、支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。企業会計で言うキャッシュフロー計算書に相当します。

[消費収支計算書]

学校法人の経営状況の健全性を判断するために、当該会計年度の消費収入と消費支出の内容及び均衡状態をあきらかにするもので、企業会計の損益計算書に相当します。「消費収入」とは、「帰属収入」（返済しなければならない借入金や次期以降のための前受金（新入生学費等）を収入から差し引いたもの）から、将来計画上必要な資産の継続的保持のために維持すべき基本金組入額を差し引いたものであり、「消費支出」とは、人件費や経費等当年度において消費される費用を指します。

[貸借対照表]

年度末における資産、負債、正味資産（基本金、消費収支差額など）を明らかにし、学校法人の財政状態をあらわすものです。

■ 計算書の科目について

資金収支計算書・消費収支計算書に共通の科目

| 科 目 | 概 要 |
|------------|---|
| 学生生徒等納付金収入 | 授業料、施設整備費、入学金等学生から納入されるもので、収入の内最も大きな割合を占めます。 |
| 手数料収入 | 入学検定料、試験料、証明書発行手数料等をいいます。 |
| 寄付金収入 | 金銭その他資産を寄贈者から贈与されたものです。 |
| 補助金収入 | 国または地方公共団体から交付される補助金です。 |
| 資産運用収入 | 預貯金や有価証券の利息・配当金収入や施設の賃貸等の収入をいいます。 |
| 事業収入 | 外部から委託を受けて行う受託事業収入等をいいます。 |
| 雑収入 | 資産以外の物品の収入、その他該当しない収入をいいます。 |
| 人件費支出 | 教職員及び理事、監事に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費、退職金等をいいます。 |
| 教育研究経費支出 | 教育研究のために支出する経費をいいます。 |
| 管理経費支出 | 教育研究活動以外の活動に支出する経費です。学生募集の経費も含まれます。 |

資金収支計算書の科目

| 科目 | 概要 |
|----------------------|--|
| 前受金収入 | 翌年度分の学生生徒等納付金が当年度に納入された収入をいいます。 |
| 資金収入調整勘定 資金支出調整勘定 | その年度における支払資金の実際の収入と支出だけで計算したのでは不十分なため、前年度以前に収入・支出されたもので当年度の活動に属するもの、翌年度以後に収入・支出となるが当年度の活動に属するものも含めて計算します。資金の実際の収支を、当年度の諸活動に対応する収支に修正する取引に用いる勘定のことを「資金収支調整勘定」といいます。 「資金収入調整勘定」と「資金支出調整勘定」があります。 資金収入調整勘定 「期末未収入金」：当年度中に収受すべき収入のうち、入金翌年度以降になるものです。 「前期末前受金」：当年度中に収受すべき収入のうち、前年度までに入金済のものです。 資金支出調整勘定 「期末未払金」：当年度中に支払うべき支出のうち、翌年度以降に支払うものです。 「前期末前払金」：当年度中に支払うべき支出のうち、前年度までに支払済みのものです。 |
| 施設関係支出 | 建物、構築物、建設仮勘定、施設利用権などの支出をいいます。 |
| 設備関係支出 | 教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書、車両等の支出をいいます。 |

消費収支計算書の科目

| 科目 | 概要 |
|--------|---|
| 帰属収入 | 学生生徒等納付金・手数料・寄付金・補助金など学校法人に帰属する収入です。 |
| 消費支出 | 人件費・教育研究経費・管理経費などの学校法人の経常的支出で、減価償却額も含まれます。 |
| 減価償却額 | 固定資産のうち、土地を除く資産は時の経過により経済的な価値が下がります。こうした価値の低下を事前に考慮し、その額を各年度ごとに見積もって費用として把握するのが減価償却費です。 |
| 資産処分差額 | 不動産や有価証券などを売却し、その売却収入が帳簿価額よりも少ない場合に、その差額を計上したものです。 |
| 基本金組入額 | 学校法人が教育研究活動を行っていくためには、校地・校舎・機器備品・図書・現預金などの資産を持ち、これを永続的に維持する必要があります。学校会計では、当該年度にこれらの資産の取得に充てた金額を基本金へ組入れる仕組みとなっています。この基本金の対象は、「学校法人会計基準」において、次の4つに分類し規定されています。 第1号基本金： 設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置、既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額 第2号基本金： 第1号の資産を将来取得するために充てる金銭その他の資産の額 第3号基本金： 基金として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産の額 第4号基本金： 恒常的に保持すべき資金 |

貸借対照表の科目

| 科目 | 概要 |
|--------|---|
| 現金預金 | 現金や銀行の各種預金及び貯金で、資金収支計算書の次年度繰越支払資金と一致します。 |
| 長期借入金 | 1年を超えて返済期日が到来する借入金 |
| 短期借入金 | 1年以内に返済期日が到来する借入金 |
| 消費収支差額 | 消費収支計算書で消費収入から消費支出を差し引いた額で、消費収入が消費支出を上回れば消費収入超過額、逆の場合は消費支出超過額になります。 |